

特定教育・保育及び特定地域型保育事業利用者負担額について

利用者負担額は、保護者及び同居の扶養義務者の市町村民税所得割額に基づき決定します。なお、4月分から8月分まで（前期分）は平成26年度、9月分から3月分まで（後期分）は平成27年度の市町村民税に基づいて決定することになるため、後期分の利用者負担額は、平成27年度の市町村民税決定後、「子どものための教育・保育給付に係る支給認定」の現況届のご提出をいただき、改めて決定します。

1号認定子どもに係る利用者負担月額（幼稚園・認定こども園の教育部分に通う場合）

階層区分		利用者負担額（月額）		
		基準額	第2子	第3子以降
E 1	生活保護世帯	0円	0円	0円
E 2	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0円	0円	0円
E 3	市町村民税所得割課税世帯	77,100円以下	7,400円	0円
E 4		77,101円以上 211,200円以下	12,800円	500円
E 5		211,201円以上 256,300円以下	19,100円	3,700円
E 6		256,301円以上	21,500円	8,700円

備考

- 1号認定子どもに係る利用者負担額は、この表の基準額に定める額のとおりとする。ただし、同一世帯に、小学校の第3学年までに在籍している、幼稚園、保育所、認定こども園等に入所している、又は児童発達支援、医療型児童発達支援等を利用している児童が2人以上いる場合において、該当児童のうち2番目に年齢の高い小学校就学前児童に係る利用者負担額は第2子に定める額、最年長の児童と2番目に年齢の高い児童以外の小学校就学前児童に係る利用者負担額は第3子に定める額とする。
- 調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用しない。

※ 特別利用教育（例：2号認定を受けた児童が幼稚園に通う場合）はこの表に定める額を適用します。ただし、同一世帯の多子の考え方は「2・3号認定子どもに係る利用者負担月額」の方を適用します。

2・3号認定子どもに係る利用者負担月額(保育所・認定こども園の保育部分等に通う場合)

階 層 区 分		利用者負担額 (月額)						
		0～2歳児クラス		3歳児クラス		4・5歳児クラス		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
C	市町村民税所得割課税世帯 (市町村民税均等割のみ課税世帯を含む)	48,600円未満	5,400円	5,300円	3,600円	3,500円	3,600円	3,500円
D1		48,600円以上 69,300円未満	7,500円	7,400円	6,200円	6,100円	6,200円	6,100円
D2		69,300円以上 85,000円未満	9,100円	8,900円	8,400円	8,300円	8,000円	7,900円
D3		85,000円以上 97,000円未満	11,800円	11,600円	10,500円	10,300円	10,300円	10,100円
D4		97,000円以上 119,000円未満	14,700円	14,500円	12,200円	12,000円	11,800円	11,600円
D5		119,000円以上 139,000円未満	22,600円	22,200円	14,200円	14,000円	13,200円	13,000円
D6		139,000円以上 186,000円未満	24,800円	24,400円	15,900円	15,600円	15,000円	14,700円
D7		186,000円以上 204,000円未満	26,600円	26,100円	17,200円	16,900円	16,300円	16,000円
D8		204,000円以上 222,000円未満	31,900円	31,400円	19,000円	18,700円	17,600円	17,300円
D9		222,000円以上 242,000円未満	35,800円	35,200円	21,800円	21,400円	20,900円	20,500円
D10		242,000円以上 261,000円未満	37,700円	37,100円	23,200円	22,800円	22,000円	21,600円
D11		261,000円以上 281,000円未満	40,900円	40,200円	26,000円	25,600円	23,800円	23,400円
D12		281,000円以上 330,000円未満	43,900円	43,200円	27,000円	26,500円	25,000円	24,600円
D13		330,000円以上 397,000円未満	47,800円	47,000円	28,000円	27,500円	26,000円	25,600円
D14	397,000円以上	52,000円	51,100円	30,500円	30,000円	28,300円	27,800円	

備考

- 2・3号認定子どもに係る利用者負担額は、「子どものための教育・保育給付に係る支給認定」において認定された保育必要量により、保育標準時間認定、保育短時間認定それぞれこの表に定める額とする。ただし、同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園等に入所している、又は児童発達支援、医療型児童発達支援等を利用している児童が2人以上いる場合において、該当児童のうち2番目に年齢の高い小学校就学前児童に係る利用者負担額は表に定める額の半額、最年長の児童と2番目に年齢の高い児童以外の小学校就学前児童に係る利用者負担額は0円とする。
- 調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用しない。

※ 特別利用保育(例:1号認定を受けた児童が保育所に通う場合)はこの表に定める額を適用します。ただし、同一世帯の多子の考え方は「1号認定子どもに係る利用者負担月額」の方を適用します。
(府中市では原則として1号認定を受けている児童の保育所入所は認めていません。)